### 目次

<u>1</u>	生活ルールやマナー	
•	ごみの出し方	O 1
•	<sup>こうつう る - る ま な -</sup> 交通 ルール • マナー	0 3
•	生いかつ ま な - 生活 マナー	0 5
•	#5かい じちかい 町会 • 自治会	0 6
•	<sup>ほうさい</sup>	0 6
•	ทยงร์ <b>医療</b> ————————————————————————————————————	0 8
•	つうやく ほんやく <b>通訳 • 翻訳</b>	0 9
2	しゃくしょ てっつ <b>市役所の手続き</b>	
•		1 0
•	まぃょんぱー せいさ マイナンバー 制度	1 0
•	ばいきん 税金 ————————————————————————————————————	1 0
•	aheh 年金	1 1
•	ghazā m gh h 健康 保険	1 1
•	pp c l l pp c l p	1 1
•	<sup>こ そだ</sup> 子育て ————————————————————————————————————	1 2
3	がいこくじん そうだん まとぐち <b>外国人 相談 窓口</b>	13
4	にほんご がくしゅう 日本語 の 学習	1 3
5	がいこくじん やく だ い べ ん と <b>か じょうほう 外国人 に 役 立 つ イベント な ど の 情報</b>	<del></del> 14
6	ー でく た た に	1 5
7	************************************	16

### <sup>かわぐちし</sup> 川口市へようこそ

がいこうでは60万人以上の人が住んでいて、そのうち約16人に1人は外国人です。 外国人のみなさんが日本に来た理由は、さまざまですが、日本の生活のことを勉強して、 楽しく生活しています。

初めて日本・川口にくるみなさんには、難しい制度(決まり)やルールもあります。地域の日本人・外国人と助け合い、お互いの文化のことを認め合い、健康で楽しい豊日を送ってください。多文化共生のために頑張りましょう。

### せいかつる - る ま な - 1 生活ルールやマナー

#### (1) ごみの出し方

ごみの出したは、使んでいるところやマンションやアパートによって違います。ルールのとおりに分けてごみを出すと、新しい資源になり、人にも地球にもよい環境になります。ルールを守ってごみを出しましょう。

#### 家庭系ごみ(家からでるごみ)

愛からでたごみを捨てる場所は、「一般ごみえテーショシ」と「資源物ステーショシ」です。 決まった日 (曜日) の朝8時30 労までに出してください。 ルールが寺られていない場合は、 ごみを集めることができません。 「一般ごみえテーショシ」と「資源物ステーショシ」の場所は、近くに住む人や市役所に聞いてください。

### 「一般ごみステーション」に捨てられるごみ

- 一般ごみ (生ごみ、写真、鞄、ぬいぐるみなど): <u>週 2回(ごみを集める日は、住んでいるところによって違います)</u>
- 有害ごみ(蛍光灯など) <u>週 2回(ごみを集める日は、住んでいるところによって</u> <u>違います)</u>
- プラスチック製容器包装(『 プラマーク)がついているもの。) <u>週 1 回(毎週 すいようび 水曜日)</u>

# 「資源物ステーション」に捨てられるごみ: 月2回(ごみを集める日は、住んでいるところによって違います)

- びん(酒、飲み物、調味料などの入れ物)
- ・ 飲料かん(ジュース、酒などの飲料用かん。『 **か** 』(アルミ・スチールマーク) のついているもの。)
- ペットボトル (飲み物、酒などのペットボトル。『 🏠 』 (PETマーク) がついているもの。)
- th いるい ふるぎ もうふ ・繊維類(古着、毛布など)
- 金属類(缶詰、スプレー缶、フライパンなど)
- かみるい しんぶんし ざっし ざつかみ だんぼっる かみばっく かみせいよう きほうそう 紙類 (新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、紙製容器包装)

#### 「その他」のごみ

- \* 乾電池
- 粗大ごみ(一辺40 c m を超える大きなごみ)
- \* 家電ごみ(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、服の乾燥機)

かわぐち し 川口市のごみの出し方の案内とごみを出す日を 調べることができます。



### **コラム**1

会社で働く人が食べたお弁当のごみやたばこのごみなど、家以外からでるごみは、"事業系ごみ"と言います。家庭系ごみ(家からでるごみ)のステーションには、"事業系ごみ"は、出せません。 間違った方法でごみを捨てると、物難になることがあります。気を付けましょう。

### (2) 交通ルール・マナー

- ① 歩行者(歩く人)・首転車に乗る人
  - \* 歩くときは、道の右側を歩きます。 車は、道の左側を走ります。
  - 道を渡るときは、安全な場所を渡りましょう。横断歩道や歩道橋(人や車が通る道などを渡るための橋)が安全です。
  - ・ 踏切は、踏切の手前で、必ず一度止まります。右、左に電車が来ていないことを確認してください。警報機の音がしているときや、遮断機が下り始めたときは、踏切の中に入らないでください。もし、踏切を渡っているときに、警報機の音がしたら、急いで踏切から出てください。

### \* 自転車のルール

- A. 自転車は、車が走る道を走ります。人が歩く道を走れるときもあります。
- B. 車が走る道の左側を走ります。
- C. 人が歩く道を自転車で走るときは、歩く人を優先します。人が歩く道を自転車で走るときは、歩く人を優先します。人が歩く道を自転車で走るときは、ずたした。 転車で走るときは、車が走る道に近い所をゆっくり走ります。
- D. 自転車に安全に乗るためのルールを守ります。
  - →お酒を飲んだら自転車に乗ってはいけません。
  - →1 台の自転車に2人で乗ってはいけません。1別で走ります。 他の自転車のとなりに並んで走っていけません。
  - →暗くなってきたら、ライトをつけます。
  - →信号を守ります。
  - →交差点では、 車 や人がこないか一度止まり、右、 左 をよく見ます。
- E. 子どもは、ヘルメットをかぶります。

※埼玉県では、自転車を利用しているときの事故で、 個の人にけがをさせてしまった場合などの損害 を賠償できる保険に入らなければいけません。



http://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyajyourei.html (日本語のみ)

### ② バス・電車に乗る人

がわくちし ばず でんしゃ 川口市ではバスや電車などがたくさん通っています。多くのかたが、学校や会社に でくために利用しています。バスや電車に乗るときは、マナーに気をつけましょう。

A. 順番を守ります。

乗るときや降りるときは順番に並びます。 \*\*
先に待っている人の前に割り込んではいけません。

B. たばこは吸いません。
バスが止まるところや駅のホーム、車内はたばこを吸ってはいけません。
タバコは喫煙所で吸います。

C. 通話はしません。

間りの人の迷惑になるので、電車やバスの中での通話はやめましょう。 電車やバスを降りてから通話してください。

### ③ 自動車・バイクに乗る人

日本で自動車やバイクなどを運転するには、日本の運転免許証が必要です。 そのためには、①か②をします。

- (1)日本の運転免許の試験に合格します。

<u>自動車やバイクは、とても使利な乗り物です。しかし、人の命を奪ってしまうこともある、とても危険な乗り物です。自動車やバイクを運転するときは、ルールを守り、思いやりのある運転をしましょう。</u>

### (3) 生活マナー

動力
 近所の人との関係

日本人は、近隣の人とのつながりを大切にします。また、災害のときなどには、お覧いの助け合いも必要です。普段から近所の人とあいさつなどをして、いい関係を作りましょう。

② 騒音(うるさい音・大きな声)には注意

#### こら **コラム**2

大きな声や大きな音はどれくらいの大きさ?

騒音(うるさい音・大きな声)を感じるのは、人によって違います。自分の国での生活と日本の せいかっ くら 生活を比べてみると、日本の静けさに気付くと思います。日本は"静"を大切にする文化なので、 みなさんもぜひ日本の文化を大切にしてくれると嬉しいです。

- ④ たむろはしない

⑤ まちはきれいにしましょう ごみのポイ捨てはいけません。きれいな川口市をみんなで守りましょう。

#### (4) 町会・自治会

町会・自治会は、近くに住む人たちの会です。安全で住みよい町にするために、さまざまな活動をしています。

ちょうかい じちかい かつどう 【町会・自治会の活動】

- \* 安全・安心のための活動
- きれいなまちのための活動
- くらしの情報を知らせるための活動
- ・健康で楽しく暮らすための活動
- \* 支え合いのための活動

町会・自治会に入るためにはお金を払います。安全で住みよい町にするための活動です。ぜひ町会・自治会に入りましょう。日本の習慣や町のこともよくわかり、近所の人とも仲良くなれます。

町会・自治会に入るための手続きは、町会・自治会長、班長・組長に聞いてください。自分の町会・自治会がわからないときは、市役所に聞いてください。

#### (5) 防災・防犯

まうさい ① 防災

> 日本には災害(台風や地震)があります。特に地震が多いです。いつ地震が起きても、 けがをしたり困ったりしないように、備え(準備)をします。

『備え1』 地震のときに家の中の棚やたんすが倒れないように、壁に固定します。

『備え2』非常持出品(逃げるときに必要なもの)・備蓄品(災害のときのための食べ物の水、電池、懐中電灯など)を準備します。

『備え3』近くの安全な場所(避難所や避難場所)を確認します。

『備え4』災害のとき、どう行動すればよいか家族と話し合っておきます。



- ・・・もし地震が起きたら、
- A. テーブルの下に入るなど、身の安全を守ります。 (DROP(まず低く)  $\rightarrow$  COVER(頭を守り)  $\rightarrow$  HOLD ON(動かない))
- B. 揺れが止まったら、ガスやストーブの火を消します。
- C. ドアや玄関を開け、逃げる道を作ります。
- D. 家族の安全を確認します。
- E. ブレーカーを切ります。

### ② 防犯

A. 自転車の泥棒

監輪場や道路、家の庭などから自転車が盗まれることがあります。鍵をかけていても盗まれることがあります。鍵は二つ以上つけましょう。

B. 草の中の荷物を盗む泥棒(草上狙い)

- 車をとめたときは、必ず鍵をかける
- 車の中にかばんや財布は置かない
- あんぜん ちゅうしゃじょう と ・安全な駐車場に止める
- ・ 犯罪を防ぐための道具を使う
- ③ 子どもの被害

こ 子どもが公園や道などで声をかけられたり、つきまとわれたりすることがあります。

- 知らない人にはついていかない
- 一人にならない
- ・怖いときは大きな声で助けを呼ぶ
- ・家族に、出かける場所や人を知らせる
- ④ ひったくり (窃盗)

まる 歩いている人や自転車に乗っている人の荷物を盗む人がいます。

- ・かばんは 車 が通る道と反対側に持つ
- ・自転車のカゴには袋をかける
- かばんや財布は大切に持つ
- ・周りを注意して見る
- 5
   女性の被害

なるおそくではいていました。 夜遅くに、一人で家に帰る女性を狙う犯罪があります。

- 明るく、人が多く通っている道を選ぶ
- \*大きな音で危険を知らせる道具を持つ (ブザーなど)
- \* 音楽を聴き、携帯電話を使いながら、帰ることは危険です。 やめましょう

#### (6) 医療

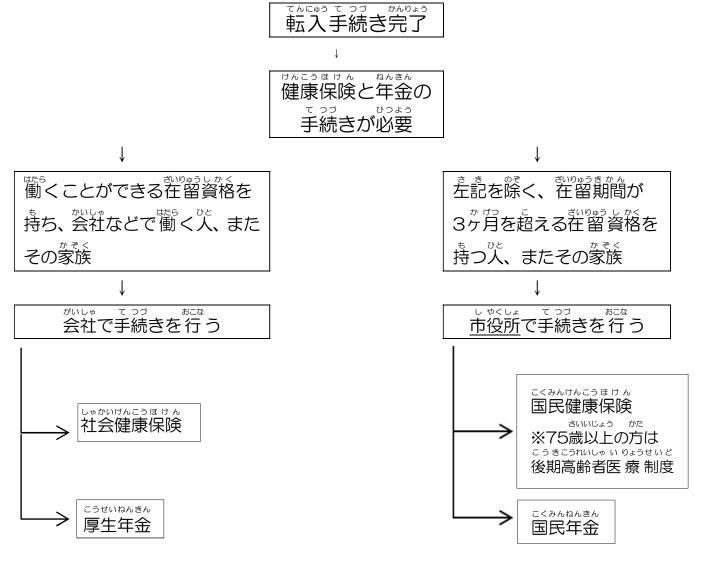
- 病気やけがをしたときは、病院へ行きます。難しい日本語が必要になるときは、 日本語のできる人と一緒に病院へ行きましょう。
- •健康保険に入らないと、多くお金がかかることがあります。国民健康保険、会社の保険 などに必ず入りましょう。
- 急 な病気や事故、火事のときなどは、119 に電話してください。いつでも無料で受付しています。

### つうやく ほんやく **(7) 通訳・翻訳**

がわくち しゃくしょ しょ こじん 川口市役所では、個人のかたからの通訳や翻訳のお願いを受けることができません。 川口市役所では、個人のかたからの通訳や翻訳のお願いを受けることができません。 日本語のできる家族や友人、または、通訳・翻訳の会社などにお願いしてください。 また、外国人総合相談センター埼玉 (P15) を利用することもできます。相談してみてください。

### 2 市役所の手続き

てんにゅう ひつよう てっづ **転入のときに必要な手続き** 



うえ す きほん じょうほう れいがい < か かくたんとう き ※上の図は基本の情報です。例外もあります。詳しくは各担当に聞いてください

### (1) 住民登録

中長期在留者(※在留カードを持っている人)は、住民登録が必要です。川口市中長期在留者(※在留カードを持っている人)は、住民登録が必要です。川口市に住み始めてから 14日以内に川口市の市役所に転入届を出します。また、川口市からでは、対します。また、川口市からでは、対します。また、川口市の市役所に転出届を出します。

#### こ 5 to 1 4

をいりゅう かっと では、みなさんを証明する大切なカードです。いつも自分で持っていてください。在留かっと とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく カードについては、東京出入国在留管理局(P15)に聞いてください。

### (2) マイナンバー制度

まいなんば -マイナンバーは、日本に住所のあるすべての人にある番号です。

初めて日本に来て、住民登録をした人には、マイナンバーを知らせる「個人番号通知書が置きます。「個人番号通知書」の内容を見て、マイナンバーカードを申し込みます。 マイナンバーは、会社やアルバイトなどの勤務先に提出します。また、引越して、住所が変わるときにも必要です。大切に持っていてください。

※「通知カード」は令和2年5月25日に使わなくなりました。

#### こう <sup>む</sup> コラム 5

マイナンバー制度って?・・・

しゃかいほしょう ぜいきん さいがい たいさく つか 社会保障、税金、災害への対策で使います。

### (3) 税金

日本に住む人は、どの国の人も税金を払います。税金には、色々な種類があります。 みなさんが払った税金は、みなさんの生活のために使います。きちんと税金を払いましょう。

### ユラム6

在留資格を更新するときには、税金を払った証明書が必要です。税金を払うことを忘れないようにしましょう。

#### (4) 年金

年金は、年をとったときや、病気やけがで体などに障害が出たとき、家族で働うく人がいなくなったときに、みんなで生活を支えあう仕組みです。日本に住む20歳から59歳の人はみんな、年金に入ります。

国民年金 :自分の店を持っている人、野菜などを作る仕事(農業)や魚などをとる仕事 (漁業)をしている人、働いていない人など

厚生年金 : 働くことができる 在留資格を持っていて、会社などで働く人、またその人の妻や夫

なお、自分の国に帰るとき、これまで払った年金の一部を受け取ることができる場合があります。詳しくは日本年金機構 浦和年金事務所(P15)に聞いてください。

### (5) 健康保険

健康保険は、みんなが払う税金を使って、病気やけがで病院に行ったときのお金を ずく 少なくし、安心して病気を治すことができるようにする制度です。みんなを支える制度な ので、税金を払いましょう。

国民健康保険 : 会社などの健康保険に入っていない人、75歳より若い人、3ヶ月より長く日本にいる外国人など

かいしゃ けんこうほけん はたら さいりゅうしかく も かいしゃ はたら ひと 会社の健康保険:働くことができる 在留資格を持っていて会社などで働く人、またそ ひと かそく の人の家族

#### (6) 結婚 • 出産

はっこん 結婚するときは、「婚姻届」を市役所に出します。

また、子どもができたら、「妊娠届出書」を市役所に出します。市役所から母子健康手帳をもらいます。母子健康手帳は、予防接種や健康かどうかを調べる健診の結果を記録するものです。大切に使いましょう。

日本で子どもが生まれたら、生まれた日から 14日以内に出生届を市役所に出します。 (生まれた日から 30日以内に、自分の国の大使館と東京出入国在留管理局で手続きも必要です。)

### (7) 子育て

1) 医療費

子どもが病院にかかりやすくするため、病院でかかったお盤の一部を払ってくれる "子ども医療費支給制度"があります。この制度を使うには、登録が必要です。子どもが生まれたとき・川口市へ引っ越してきたときは、15日以内に手続きをしてください。

### にゅうょうじけんこうしんさ ② 乳幼児健康診査

#### ょょうせっしゅ **③ 予防接種**

がわくちし 川口市では、子どもが病気にならないように定期予防接種を受けます。予防接種を 受ける人には、家に手紙を送ります。 必ず内容を確認してください。

#### **コラム**7

かわぐきしている 川口市へ引っ越しをしたかたへ・・・

がわぐちし、ひった。 川口市へ引っ越してきたときに、予防接種を受ける年齢を過ぎている子へ手紙は送りません。市 役所に連絡してください。

(4) 保育所

親が働いている子どもを預かって世話をする場所です。保育所へ子どもを預けたいときは、手続きや審査があります。詳しくは市役所に聞いてください。

(5) 小中学校

日本では、6歳から15歳までの字どもは小学校に6年間、や学校に3年間 通わなければなりません。川口市では、次の4月から小学校へ適う字どもを持つ親へ、 電子 1月終わりに入学案内の手紙(入学通知書)を送っています。手紙が届かない場合は、市役所に覧いてください。

### こう<sup>む</sup> 48

加口市の小学校・中学校へ途中から入るかたへ・・・

### がいこくじんそうだんまどぐち 外国人相談窓口

にほんで、がいてくて、かわくちし じょうほう った かんたん せいかつ そうだん 日本語と外国語で川口市の情報を伝えます。簡単な生活の相談にのります。日本語教室の

あんない
案内をします。

(1) 場 所:かわぐち市民パートナーステーション(川口1-1-1キュポ・ラ本館棟M4階)

時 間: 火曜日~土曜日 9:30~12:00、13:00~17:45

いっくじつ ねんまつねんし やす ※祝日・年末年始は休みです。

(2) 場 所:市役所本庁舎(青木2-1-1)

時 間: <u>木曜日</u> 10:00~12:00、13:00~16:00

しゅくじつ ねんまつねんし やす ※祝日・年末年始は休みです。

でしてでんか。 つうやく テレビ電話による通訳、または、外国語の話せる職員が対応します。詳しくは下のホーム ページを見てください。

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/4/3584.html

電話: 048-227-7607



### 4 日本語の勉強

がわくちし 川口市には、ボランティアの日本語教室がたくさんあります。ほとんどの教室はお金がかかりません。それぞれの教室で、勉強することができる時間・場所・勉強方法などが遺れます。自分にあった教室を見つけてください。教室の内容については、教室の人に電話して聞いてください。

※日本語のできるかたに、電話してもらってください。

きょうしついちらん 【教室一覧】

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/4/4970.html



## 5 外国人に役立つイベントなどの情報

がわくちし 川口市では、みなさんが日本で生活しやすくなるよう、さまざまなイベントがあります。

### にほんご ほご こ ほごしゃ こうこうしんがくそうだんかい 日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会

日本の高校に入るための試験の仕組みや学校での生活・お金のことなど高校に入るための情報を説明します。高校に入るための試験は子どもだけでなく、親の支援も大切です。この そうだんかい 学校の先生や高校の先輩に話を聞くことができます。

### がいこくじんたいしょう ぼうさいくんれんこうしゅうかい 外国人対象の防災訓練講習会

日本は地震や洪水などが多い国です。大きな災害が起きたとき、被害を小さくし、落ち着いて行動できるように、危険や準備を学びます。

#### \* 外国人住民対象の税と年金の講習会

日本の税金・年金の仕組みを説明します。日本の税金と年金の制度は、日本に住むみなさんが助け合う制度です。難しいところもありますが、しっかりと学びましょう。

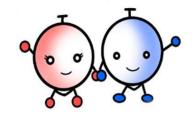
### がいこくじん にほんごすび - ちこんてすと 外国人による日本語スピーチコンテスト

外国人のみなさんに、育った国との文化の違いや、川口市で生活して感じたことなどについて、日本語で発表してもらいます。優勝者や上位のかたには、賞品も渡します。日本語の カを試す機会です。ぜひ参加してください。

※出 場には条件があります。協働推進課(048-227-7607)まで聞いてください。

### \* 多文化共生情報誌TOMO×TOMO

市内に住んでいる日本人・外国人向けの情報誌です。年に3回出しています。生活に役立っ情報や川口市の紹介などがあります。外国人にも読みやすいようにふりがなをふり、外国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語)でも書いています。ぜひ見てください。





### 6 役に立つ大事な施設や機関

<sup>かわぐちしゃくしょ</sup>
• 川口市役所

じ かん じ ぶん じ ふん げっ きんようび しゅくじつ ねんまつねんし あ 間:8時30分~17時15分(月~金曜日(祝日、年末年始は開いていません))

ば しょ かわぐちしあぉき でん カ 場 所:川口市青木2-1-1 電話:048-258-1110

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく 東京出入国在留管理局

がん じ じ とょうび にちょうび しゅくじつ あ 間:9時~16時(土曜日、日曜日、祝日は開いていません)

とうきょうしゅつにゅうこくざいりゅうかんりきょく しゅっちょうじょ 東京出入国在留管理局さいたま出張所

場 所:さいたま市中央区下落合5-12-1さいたま第2法務総合庁舎1階

でんり 電話:048-851-9671

がいこくじんそうごうそうだん せんたー さいたま・外国人総合相談センター埼玉

じ かん げつ きんようび じ じ とょうび にちょうび しゅくじつ がつ だち がっ か ま 時 間:月〜金曜日 9時〜16時(土曜日、日曜日、祝日、12月29日〜1月3日は開いて いません)

□ 日本年金機構 浦和年金事務所

じ かん げっ きんようび じ ぶん とょうび にちょうび しゅくじっ がっ にち がっ 間:月〜金曜日 8時30分〜17時15分(土曜日、日曜日、祝日、12月29日〜1月3日は開いていません)

場 所: さいたま市浦和区北浦和5-5-1 電話: 048-831-1638

ほうてらずたげんごじょうほうていきょうさーびす にほんしほうしえんせんだー ほうりつそうだん 法テラス多言語情報提供サービス(日本司法支援センター) ※法律相談

受付時間: 9時~17時(平日) 電話: 0570-078377

は ろ - ゎ - < ゕゎぐぢ • ハローワーク川ロ ※仕事の相談・仕事の紹介

時 間:8時30分~17時15分(土曜日、日曜日、祝日は開いていません)

場 所:川口市青木3-2-7 電話:048-251-2901

• 運転免許センター(埼玉県警察)

は しょ こうのすしこうのす でんわ 場 **か**:鴻巣市鴻巣405-4 電話:048-543-2001

きんきゅう じ • 緊急時

110番 警察 (犯罪・交通事故)

119番 消防・救急(火事・急病・けが)

#### 7 新 しい生活様式

しんがた こ ろ な う い る す かんせん きけん へ 新型コロナウイルスの感染の危険を減らすために次のことに気を付けましょう。

- ひと あいだ かーとる さいてい かーとる \*\* ・人との間はできるだけ2 m (最低1 m)空ける。
- ・遊びに行くときは部屋の中より外を選ぶ。
- 人と話をするときはできるだけむかいあわない。
- でかけて、人と話をするときは、部屋の中でも、症状がなくてもマスクをつける。
- \*家に帰ったら、まず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
- ・手洗いは水と石けんで丁寧に洗う。30秒かけて洗う。(手・指消毒の薬を使ってもよい)
- ・お年寄りや他の病気を持っている人などと会うときには、もっと体調に気を付けてください。 せきやくしゃみなどの症状があるときは、外にでることはやめましょう。「部屋の空気が 入れ替わらない」、「人が たくさんいる」、「近くで いをする」を避けることもウイルスに感染 しないために効果的です。 一人ひとりが取り組むことが大切です。

うけつけじかん じ じ とょうび にちょうび しゅくじっ か 受付時間:9時~17時(土曜日、日曜日、祝日は開いていません)

電話:0120-76-2029 ※お金はかかりません

がいこくじん む しんがたころ な う い る すそうだん ほっ と ら い ん 外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン

うけつけじかん じかん どようび にちょうび しゅくじつ ふく 受付時間:24時間(土曜日、日曜日、祝日を含む)

電話:048-711-3025